

## アメリカの年金制度

—1983年の大改正を経て—

府 川 哲 夫

(厚生省大臣官房政策課)

1. アメリカの社会保障
2. 年金制度の改革
3. OASDIの概要

## 1. アメリカの社会保障

アメリカにおける所得保障の中心は、1935年の社会保障法によって創設された老齢遺族障害保険(OASDI)である。今日、OASDIの受給者は3,600万人を数え、高齢者の94%以上がこの制度から老齢年金を受けている。一方、OASDIには1億1,600万人の就業者が社会保障税(保険料)を拠出しており、これは例えば18~64歳人口の83%に相当している。

## (1) 社会保障の歴史

アメリカの社会保障は1935年に制定された社会保障法にさかのぼる。当初の社会保障法は、老齢保険、失業保険、公的扶助、福祉サービスの4つの分野から構成されていた。老齢保険についていえば、保険料拠出が1937年から、給付は1940年から開始されている。また、1939年には遺族給付が、

1956年には障害給付が加わり、老齢遺族障害保険(OASDI)となった。さらに1965年には老人健康保険(メディケア)が創設され、これとOASDIを合わせてOASDHIと呼ばれている。メディケアは65歳以上の老人、障害者等を対象とする連邦政府の医療保険制度であり、強制適用の病院保険(パートA)と任意加入の補足的医療保険(パートB)とに分かれている。

同じく1965年の社会保障法改正によって、メディケアとともにアメリカの公的医療制度のもう一つの柱となっている医療扶助制度(メディケイド)が作られた。これは、低所得者(SSI又はAFDCの受給者…後述)を対象に、連邦からの補助により各州が実施する医療扶助制度である。1972年の社会保障法改正では、高齢者、盲人、障害者のための主要な福祉制度であった老齢扶助、盲人扶助及び障害者扶助が所得補足保障(SSI)という一つの制度にきり替えられた。

メディケイドやSSIのほか、公的扶助の主要な制度として、AFDC(被扶養児童を有する家庭への扶助)、食料切符の支給、などがある。AFDCは児童を扶養

する低所得家庭に対し、各州が定める支給基準の下に、連邦と州の共同の費用負担で給付が行われる制度である。一方、食料切符は貧困家庭に対し、収入と世帯規模に応じて毎月食料切符を支給する制度で、給付に要する費用は全額連邦が負担している。

以上のような発展を経て、今日の社会保障法は次のような内容となっている。

OASDI	} 連邦政府の 運営
SSI	
失業保険	} 州政府の 運営
公的扶助・福祉サービス	

## (2) 社会保障の規模

### 〈社会保障支出〉

1980年度におけるアメリカの公的制度による社会保障支出は4,934億ドルで、対GNP比も前年度の17.8%から18.7%に増加している(表1)。連邦政府の歳出計に占める社会保障支出の割合は過去20年間著しく増加したが(1960年度の28%から1977年度には56%)、最近はやや低下傾向にある。これに対して、地方政府(州政府及び地方自治体)の歳出合計に占める社会保障支出の割合は一貫して6割台である。また、社会保障支出の総額に占める連邦政府のシェアは最近ではほぼ60%である。

アメリカの社会保障支出は次の7つの分野から構成されている。

- ・ 社会保険……OASDI, メディケア, 公務員退職給付, 鉄道員退職給付, 失業保険, 労働災害補償保険, 等
- ・ 公的扶助……メディケイド, AFD

C, 食料切符, SSI, 等

- ・ 保険・医療……公的医療, 母子保健, 医学研究費, 医療施設建設費, 等
- ・ 復員軍人に対する給付
- ・ 教育……初等中等教育, 高等教育, 職業教育, 成人教育, 等
- ・ 住宅
- ・ その他の社会福祉……リハビリテーション, 施設介護, 児童福祉, 等

1980年度の社会保障支出4,934億ドルは上記各分野の現金給付, サービス, 事務費の総計であるが, 各分野のシェアは社会保険が47%(このおよそ2分の1がOASDIによる給付), 教育24%, 公的扶助15%, 保健・医療6%, 等となっている(表1)。

### 〈個人所得に占める社会保障の現金給付〉

「個人所得」は個人(個人企業, 非営利団体, 等を含む)が受けとる総所得(政府や企業からの移転を含む)から個人が負担する社会保障拠出を控除したものであるが, 個人所得に対する社会保険及び関連給付の割合は, 1950年度には3%であったが, 1960年度は6%, 1970年度は8%, 1980年度12%と30年間に4倍に増加している(表2)。1983年度においては, 個人所得の61%が賃金・俸給, 13%が社会保険及び関連給付であり, 社会保険への被保険者拠出は個人所得の4%である。

### 〈連邦予算における社会保障〉

連邦歳出の中で, 保健・所得保障費(保健, 年金・医療保険, 所得保障の合計)の占めるシェアは1975年度41%, 1980年度43%, 1985年度(予算)44%と推移している(表3)。特に, 1984年度予算においては,

拡大する「構造的」財政赤字に対処するため、OASDI給付の物価スライドの6カ月延期、連邦公務員給与・年金の1年間凍結、エンタイトルメント経費の削減等の歳出抑制対策がとられ、保健・所得保障費の対前年度伸び率は大幅に低下している。

1985年度予算の歳出は前年度に比べて8.4%（実質3.3%）増加しているが、増加額のうち国防費の345億ドル（対前年度伸び率14.5%）、保健・所得保障費407億ドル（11.1%）、並びに国債利払費79億ドル（7.3%）が大きく、この3項目だけで全体の増加額717億ドルを上回っている。この結果、1985年度の財政収支は1,804億ドルの赤字と、前年度の水準を若干下回るものの、依然高水準にある。また、財政赤字の対GNP比は4.6%、連邦債務残高の対GNP比は1985年度末で47.0%になる見込み

である（表3）。

## 2. 年金制度の改革

本節では、アメリカの所得保障において中心的な役割を果たしているOASDIについて、1983年の大改正を中心にその制度改革のあとをみてみよう。

### (1) OASDIの変遷と役割

#### 〈制度の変遷〉

1935年に制度が創設されてから、最初の大きな改正は1939年に行われた。この年に遺族給付が加わったほか、退職者の扶養家族にも給付が拡大された。次の大きな改正は1950年で、適用範囲が拡大され、給付が約80%（1940年以降の物価上昇分）引上げ

表1 公的制度による社会保障支出（機能別）

（単位：百万ドル；下段は対GNP比：%）

	1950	1955	1960	1965	1970	1975	1977	1978	1979	1980
GNP.....	286,500	400,000	506,500	691,100	992,700	1,549,200	1,918,300	2,163,900	2,417,800	2,633,100
社会保障 支出総額	23,508 8.2	32,640 8.2	52,293 10.3	77,175 11.2	145,856 14.7	290,080 18.7	360,602 18.8	394,632 18.2	430,684 17.8	493,354 18.7
社会保険.....	4,947 1.7	9,835 2.4	19,307 3.8	28,123 4.1	54,691 5.5	123,013 7.9	160,883 8.4	174,951 8.1	194,176 8.0	229,552 8.7
公的扶助.....	2,496 9	3,003 8	4,101 8	6,283 9	16,488 1.7	41,308 2.7	53,267 2.8	59,394 2.7	63,955 2.6	72,385 2.8
保健・医療...	2,064 7	3,103 8	4,464 9	6,246 9	9,907 1.0	17,788 1.2	20,129 1.0	23,237 1.1	25,388 1.0	28,119 1.1
復員軍人 に対する給付	6,866 2.4	4,834 1.2	5,479 1.1	6,031 9	9,078 9	17,019 1.1	19,015 1.0	19,744 9	20,602 9	21,466 8
教育.....	6,674 2.3	11,157 2.8	17,626 3.5	28,108 4.1	50,846 5.1	80,834 5.2	93,878 4.9	101,518 4.7	109,262 4.5	120,588 4.6
その他の 社会福祉...	448 1	619 2	1,139 2	2,066 3	4,145 4	6,947 4	9,071 5	10,563 5	11,076 5	14,036 5

資料：Social Security Bulletin, Annual Statistical Supplement, 1982

論 文

表2 個人所得と社会保障の現金給付

(単位：10億ドル)

年	GNP	個人所得									
		合計	賃金俸給	社会保険及び関連給付				公的扶助及び関連給付		その他 の個人所得	〔控除〕 社会保険 への被保 険者拠出
				計	個人所得 に対する 割合 (%)	OASDI 給付	個人所得 に対する 割合 (%)		個人所得 に対する 割合 (%)		
1950...	286.5	227.2	147.0	7.0	3.0	1.0	0.4	2.3	1.0	73.8	2.9
1955...	400.0	310.3	211.7	13.1	4.2	5.0	1.6	2.5	8	88.2	5.2
1960...	506.5	402.3	271.9	23.9	5.9	11.2	2.8	3.3	8	112.5	9.3
1965...	691.1	540.7	362.0	34.2	6.3	18.3	3.4	4.1	8	153.7	3.3
1970...	992.7	811.1	548.7	65.2	8.0	31.9	3.9	9.5	1.2	215.6	27.9
197...	1,077.6	868.4	580.9	76.3	8.8	37.2	4.3	11.8	1.4	230.1	30.7
1972...	1,185.9	951.4	635.2	84.3	8.9	41.6	4.4	13.0	1.4	253.4	34.5
1973...	1,326.4	1,065.2	702.7	97.7	9.2	51.5	4.8	13.5	1.3	293.9	42.6
1974...	1,434.2	1,168.6	765.7	115.3	9.9	58.5	5.0	17.4	1.5	318.1	47.9
1975...	1,549.2	1,265.0	806.4	143.2	11.3	66.9	5.3	21.0	1.7	344.8	50.4
1976...	1,718.0	1,391.2	889.9	159.3	11.4	75.7	5.4	22.1	1.6	375.4	55.5
1977...	1,918.3	1,540.4	983.2	174.1	11.3	84.6	5.5	22.6	1.5	421.6	61.1
1978...	2,163.9	1,732.7	1,106.3	188.5	10.9	92.9	5.4	23.1	1.3	487.3	69.8
1979...	2,417.8	1,951.2	1,237.6	213.0	10.9	104.3	5.3	25.7	1.3	556.0	81.1
1980...	2,631.7	2,165.3	1,356.7	252.7	11.7	120.5	5.6	30.1	1.2	614.5	88.7
1981...	2,954.1	2,435.0	1,493.2	287.6	11.8	141.0	5.8	33.9	1.4	724.9	104.6
1982...	3,073.0	2,578.6	1,568.1	324.9	12.6	156.1	6.1	34.2	1.3	763.4	112.0
1983...	3,273.7	2,735.6	1,661.1	354.2	12.9			36.9	1.3	802.9	119.5

資料：表1と同じ

られた。OASDIの適用範囲はその後も引き続き拡大され、1983年までに全就業者の94%が被保険者となっている。

1956年には50歳以上の者に対する障害給付、女子に対する老齢年金の早期支給(62~64歳)、寡婦年金の早期支給(62~64歳)などが導入された。障害給付は1960年に対象が全被保険者に拡大され、さらに1961年には老齢年金の早期支給(62~64歳)制度が男子にも認められるようになった。

1965年にも大きな改正が行われ、給付の拡大が図られた(メディケアとメディケイドの創設については前節で述べた)。高齢者の高い貧困率(1967年において65歳以上人口の28.5%が貧困ライン以下であった)

を低下させ、かつ、公的年金の購買力を維持するために、1968年から1972年の間に給付は毎年2桁の率で上げられていった(表14)。この結果、高齢者の貧困率も1973年には16%に低下した。

1972年には非常に重要な改正が行われた。つまり、1975年以降年金額は物価の上昇に合わせて自動的に上げられることとなった。

最近の10年間は、給付の拡大よりもむしろ財政問題に関心が移っている。石油危機以後、経済情勢が悪化する一方、二桁台のインフレが進行したため、OASDIの収支バランスは一転して大幅に悪化した。1972年の法改正による給付改善がゆき過ぎて

海外社会保障情報No.66

表3 アメリカ連邦予算

(単位: 億ドル%)

会計年度	1970	1975	1980	1981	1982	1983	1984	1985
						(実績見込み)(予算)		
歳出	1,957 (6.5)	3,242 (21.0)	5,767 (17.4)	6,572 (14.0)	7,284 (10.8)	7,960 (9.3)	8,538 (7.3)	9,255 (8.4)
国防費		856 (10.0)	1,359 (15.4)	1,597 (17.6)	1,874 (17.3)	2,105 (12.3)	2,375 (12.8)	2,720 (14.5)
保健・所得保障費		1,343 (28.2)	2,483 (19.9)	2,911 (17.2)	3,221 (10.6)	3,582 (11.2)	3,668 (2.4)	4,076 (11.1)
歳入	1,928 (3.2)	2,791 (6.0)	5,171 (11.6)	5,993 (15.9)	6,178 (3.1)	6,006 (△2.8)	6,701 (11.6)	7,451 (11.2)
社会保障税		845 (12.6)	1,578 (13.6)	1,827 (15.8)	2,015 (10.3)	2,090 (3.7)	2,395 (14.6)	2,707 (13.0)
財政収支	△28	△452	△596	△579	△1,106	△1,954	△1,837	△1,804
連邦債務残高(年度末)	3,826	5,441	9,143	10,039	11,470	13,819	15,916	18,284
GNP	9,688 (6.4)	14,799 (7.3)	25,758 (9.3)	28,820 (11.9)	30,573 (6.1)	32,288 (5.6)	35,587 (10.2)	38,901 (9.3)
歳出/GNP	20.2	21.9	22.4	22.8	23.8	24.7	24.0	23.8
国防費/GNP		5.8	5.3	5.5	6.1	6.5	6.7	7.0
保健・所得保障費/GNP		9.1	9.6	10.1	10.5	11.1	10.3	10.5
歳入/GNP	19.9	18.9	20.1	20.8	20.2	18.6	18.8	19.2
財政赤字/GNP	0.3	3.1	2.3	2.0	3.6	6.1	5.2	4.6
連邦債務残高/GNP	39.5	36.8	35.5	34.8	37.5	42.8	44.7	47.0

(注1.) 保健・所得保障費は「保健」, 「年金・医療保険」, 「所得保障」の合計である。

(注2.) 1983年度までは実績。

(注3.) ( )内は対前年度伸び率。

表4 受給者の種類別年金額(1983年6月)

受給者の種類	年金額(ドル/月)	
	平均額	最高額
退職者(単身)	411	709
退職者(夫婦)	709	1,063
60歳以上の寡婦又はかん夫	380	709
寡婦又はかん夫と子供	912	1,392
障害者(単身)	439	795
障害者と家族	835	1,192

資料: Social Security Bulletin 1983

表5 1983年改正による、OASDIの  
主な改正点とその財政効果

	1983~89年 の節約額 (10億ドル)	社会保障税率 で表示した長 期的効果 (%)
合計	166	2.09
スライドの実施の 繰延べ	39	0.03
高所得者の年金へ の課税	27	0.61
被用者に対する社 会保障税の引上げ の繰上げ実施	39	0.03
自営業者に対する社 会保障税の引上げ	18	0.19
適用の拡大	25	0.44
支給開始年齢の段 階的引上げ	—	0.71
その他	18	△0.19

資料: Social Security Bulletin, July 1983

いたために引き起こされた長期的財政問題は、1977年の改正によってかなり解決された。しかしながら、インフレ・スライドによって給付が増加する一方、経済の停滞や失業の増加で収入が伸び悩み、短期的な財政問題は深刻になっていった。さらに、人口構成の変化によって引き起こされる長期的財政問題も21世紀の大きな課題であり、これらは1983年の大改正によって解決されることとなった。

〈制度の特徴〉

被用者及び自営業者の大部分がOASDIに加入している。1983年の改正で、1984年1月以降、新規に採用される連邦公務員や非営利団体の職員全員も強制適用されている。

年金額は過去の拠出に基づいて決められ

ている。つまり、拠出額が多ければ給付額も多くなっている。しかしながら、低所得者に十分な年金を保障するために、低所得者ほど年金額の代替率は高くなっている（拠出額に比べて相対的に大きな給付を受けている）。最高限度の拠出をし続けてきた者が65歳から受給する老齢年金（単身）の額は、退職前の課税上限所得の28%である。これに対して、平均的な拠出をしてきた者の老齢年金（単身）の代替率は44%、最低の拠出をし続けてきた者の代替率は55%である。また、遺族給付に限らず、老齢給付や障害給付の場合でも、配偶者や子も独立した年金を支給されている。

年金財政は完全な賦課方式によって運営されている。従って、短期的な経済変動がすぐに年金の支払い不能に結びつき得るという状況であり、1983年の改正でこの点についてもいくつかの改善が図られた。給付費及び事務費は原則として社会保障税（被保険者及び事業主の拠出）によって賄われることになっている。

〈制度の役割〉

OASDIの給付は就業期間中の所得、扶養家族の数、受給開始の年齢によって年金額が異なる。表4は1983年6月における受給者の種類別平均及び最高年金額を示したものである。

65歳以上の単身者あるいは夫婦世帯の所得総額の40%はOASDI給付である（特に年間5,000ドル以下の高齢世帯では80%）。稼得所得及び公的扶助を退職所得に含めないとすれば、退職所得しかない世帯の総所得の2分の1はOASDI給付である。

(2) 1983年改正の背景

〈1977年の改正〉

前述のように、1977年にはカーター政権の下で財政対策を中心とする大改正が行われた。その主な内容は次のとおりである。

(1) 年金算定方式の改正（年金算定方式を既裁定年金のスライドと切り離し、過去の賃金は60歳時点の賃金水準で再評価されることになった）

(2) 社会保障税率の引上げ（1979年以降）及び課税上限所得の賃金スライド（1982年以降）

(3) 所得制限の緩和

(4) 老齢年金の繰下げ受給（65歳以上72歳未満）の増額率引上げ（1年につき1%→3%）

〈最近の財政問題〉

賦課方式で運営されているため、OASDIの短期的財政は経済情勢に非常に敏感である。物価が上がれば、物価スライドによって支出は増加するが、一方、賃金が上昇すれば収入も増加する。通常は、賃金上昇率の方が物価上昇率よりも高いので、収入増が支出増を上回る。しかしながら、1977年以降の数年間は物価が賃金よりも上昇し、最悪であった1980年においては、給付は14.3%上げられたのに対して、賃金は9%しか上がらなかった。そのうえ、最近の高い失業率が事態をさらに悪化させ、OASDI部門の財政問題が深刻になっていった。1980年にはDIからOASIへ財政調整が行われ、さらに、1982年の11月支払期には、OASIは制度創設以来初めての支

払い資金不足となり、DIから51億ドル、メディケアの病院保険（HI）から124億ドル、計175億ドルの借入れを行って急場をしのぐという事態になっている。

1983年の改正前の推計で、OASDIの財政は1983～89年に1,500～2,000億ドル不足し、長期的には75年間の平均で社会保障税率にして1.8%（予想される支出のおよそ13%に相当）の不足をきたすものと見込まれている。

〈年金改革委員会〉

1981年の3月と5月に、レーガン大統領は給付削減を主眼とする次のような年金改革案を示したが、世論の強い反対にあって現実的な提案には至らなかった。

(1) 1982年以降の新規受給者の給付引下げ

(2) 1982年以降、65歳以前の早期受給者の年金額の大幅削減

(3) 障害年金の支給要件の厳格化（特に中高年に対して）

(4) 給付の物価スライドの遅延

このため、レーガン大統領は5月の改革案を取り下げるかわりに、1981年12月に、超党派の議員より構成される年金改革委員会（委員長：共和党グリーンズパン、他に共和党議員7名、民主党議員7名、計15名）を設置した。

年金改革委員会での審議はきわめて難航したが、OASDIが直面している厳しい財政事情のもとで、OASDIの基本的な構造や原理に変更を加えることなく、各界の妥協がようやく成立し、1983年1月に委員会の報告書が大統領に提出された。委員

会の改革案の大部分が最終的に1983年改正法の中に盛り込まれている。同改革案は、OASDIの短期的財政問題、及び長期的財政問題の3分の2については解決しているが、残された問題について、共和党側は2000年以降支給開始年齢を引上げることで解決することを主張し、民主党側は社会保障税の引上げ（被用者、事業主それぞれに0.5%）で対応することを主張して合意に至らず、未解決のままとなっていた。

年金改革委員会の報告書をもとに、政府は直ちに社会保障法の改正法案を作成して議会に提出した。新規に採用される連邦公務員をOASDIに適用する点や、2000年以降27年かけて支給開始年齢を65歳から67歳に引上げる条項に多くの議論がなされたが、改正法案は1983年3月に両院を通過し、4月20日に大統領が署名して改正法が成立した。

### (3) 1983年改正の内容

1983年の改正でOASDIは、1983年～89年の間に支出が約1,660億ドル削減され、長期的には75年間平均で社会保障税率にして2.09%の支出削減が達成された（いずれも中位推計結果）。主な改正点とその財政効果は表5のとおりである。

#### 〈年金のスライド〉

1983年6月に予定されていた年金の物価スライドが6か月延期されて12月（支払いは1984年1月）に実施され、以後、毎年の実施は12月からとされた。また、1985年1月の支払い分以降のスライドについては、

OASDI信託基金の資産が予想される支出の15%（1989年以降は20%）未満の場合、スライド率は物価上昇率又は賃金上昇率のいずれか低い方とする。ただし、後年になって資産に余裕ができた場合、資産が支出の32%を下回らない範囲内で、物価スライドを続けていた場合の水準を限度として給付の引上げを行うこととされている。

#### 〈年金への課税〉

1984年から、高所得者の年金は2分の1を限度として課税されることになった。収入と年金給付の半額との合計額が一定額（単身の納税者で年25,000ドル、夫婦で年32,000ドル）をこえる者について、(1)年金給付の半額、または(2)上記合計額のうち上記一定額をこえる分の半額、のいずれか少ない方が課税所得に算入される。この規定によって影響を受ける受給者は1984年で全体のおよそ10%である。

#### 〈被用者に対する社会保障税〉

1985年に予定されていた社会保障税の引上げ（5.4%→5.7%）を1984年から、1990年に予定されていた引上げ（5.7%→6.2%）の一部を1988年から実施することとなった。なお、1984年に限り、被用者の負担増相当額（課税限度内賃金の0.3%）は所得税から税額控除される。

#### 〈自営業者に対する社会保障税の引上げ〉

1983年まで、自営業者の社会保障税は、被用者の場合の税率（本人+事業主）の約75%（HIでは50%）であり、また、税法上は必要経費として認められていなかった。1984年以降、自営業者の社会保障税率は被用者の場合（本人+事業主）と同率となり、



その一方で、社会保障税に対する控除として自営業所得の一定割合（1984年2.7%、1985年2.3%、1986～89年2.0%）を税額控除することが認められた。

〈適用の拡大〉

1984年1月以降採用される連邦公務員はOASDIに強制加入することとなっている。同じく1984年1月1日から、正副大統領、国会議員、大部分の政府高官、連邦判事、および1983年12月31日現在公務員退職制度に未加入の議会職員も、OASDIに加入することになっている。

非営利団体の職員も全員、1984年1月から強制適用となっている。さらに、州が地方自治体職員をOASDIから脱退させることは禁止され、一度脱退した自治体の再加入も認められるようになった。

〈支給開始年齢の段階的引上げ〉

老齢年金が減額なしに支給される年齢は現在65歳であり、1983年までは62歳以降72歳までの間で支給を開始する年齢を選択できた。老齢年金を繰上げて支給する場合には、現在、繰上げ1か月につき5/9%減額され、繰下げて支給する場合には、繰下げ1か月につき1/4%増額される。つまり、62歳から支給すれば、65歳支給年金額の80%、70歳から支給すれば115%の年金額となる。

1983年改正では、65歳という標準の支給開始年齢が2000年以降表6のように段階的に引上げられることになった。1943年から1954年に生まれた者が減額なしに老齢年金を受けられるのは66歳、1960年以降に生まれた者については67歳ということである。

表6 標準的支給開始年齢の段階的引上げ

62歳に到達する年	PIAの100%が支払われる年齢
2000	… 65歳 2か月
2001	… 65 ” 4 ”
2002	… 65 ” 6 ”
2003	… 65 ” 8 ”
2004	… 65 ” 10 ”
2005-16	… 66 ”
2017	… 66 ” 2か月
2018	… 66 ” 4 ”
2019	… 66 ” 6 ”
2020	… 66 ” 8 ”
2021	… 66 ” 10 ”
2022年以降	67 ”

資料：表1と同じ

また、支給開始を選択できる年齢は62歳から70歳までとなり（1984年から）、62歳から支給すると、2005年からは満額年金の75%に、2022年からは70%に減額される。一方、標準の支給開始年齢以降に繰下げて支給を開始する場合には、増額率が現在の1か月につき1/4%から段階的に2/3%にまで引上げられる。従って、70歳から支給すれば現在では満額年金の115%であるが、2005年以降は132%に増加する。

支給開始年齢の引上げに関して改正法は、この問題についての研究報告及び勧告を1986年1月までに議会に提出することを義務づけている。

〈その他〉

OASDIの非適用期間について、他の年金が支給できる者については、PIAの計算において（3.2参照）最初のバンドポイントまでの代替率90%を、1986年から毎年10%ずつ下げて、1990年以降40%とする。

論文

表7 社会保障税率及び課税上限所得

年	課税上限所得 (ドル/年)	社会 保 障 税 率 ( % )							
		被 用 者 及 び 事 業 主				自 営 業 者			
		OASDHI	OAS I	DI	HI	OASDHI	OAS I	DI	HI
1937 .....	3000	1	1	....	....	....	....	....	....
1950 .....	3,000	1.5	1.5	....	....	....	....	....	....
1951 .....	3,600	1.5	1.5	....	....	2.25	2.25	....	....
1954 .....	3,600	2	2	....	....	3	3	....	....
1955 .....	4,200	2	2	....	....	3	3	....	....
1957 .....	4,200	2.25	2	0.25	....	3.375	3	0.375	....
1959 .....	4,800	2.5	2.25	.25	....	3.75	3.375	.375	....
1960 .....	4,800	3	2.75	.25	....	4.5	4.125	.375	....
1962 .....	4,800	3.125	2.875	.25	....	4.7	4.325	.375	....
1963 .....	4,800	3.625	3.375	.25	....	5.4	5.025	.375	....
1966 .....	6,600	4.2	3.5	.35	0.35	6.15	5.275	.525	0.35
1967 .....	6,600	4.4	3.55	.35	.5	6.4	5.375	.525	.5
1968 .....	7,800	4.4	3.325	.475	.6	6.4	5.0875	.7125	.6
1969 .....	7,800	4.8	3.725	.475	.6	6.9	5.5875	.7125	.6
1970 .....	7,800	4.8	3.65	.55	.6	6.9	5.475	.825	.6
1971 .....	7,800	5.2	4.05	.55	.6	7.5	6.075	.825	.6
1972 .....	9,000	5.2	4.05	.55	.6	7.5	6.075	.825	.6
1973 .....	10,800	5.85	4.3	.55	1.0	8.0	6.205	.795	1.0
1974 .....	13,200	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1975 .....	14,100	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1976 .....	15,300	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1977 .....	16,500	5.85	4.375	.575	.9	7.9	6.185	.815	.9
1978 .....	17,700	6.05	4.275	.775	1.00	8.10	6.01	1.09	1.00
1979 .....	22,900	6.13	4.33	.75	1.05	8.10	6.01	1.04	1.05
1980 .....	25,900	6.13	4.52	.56	1.05	8.10	6.2725	.7775	1.05
1981 .....	29,700	6.65	4.7	.65	1.30	9.30	7.025	.975	1.30
1982 .....	32,400	6.7	4.575	.825	1.30	9.35	6.8125	1.2375	1.30
1983 .....	35,700	6.7	4.775	.625	1.30	9.35	7.1125	.9375	1.30
1984 .....		7.0	5.2	.50	1.3	14.0	10.4	1.0	2.6
1985 .....		7.05	5.2	.50	1.35	14.1	10.4	1.0	2.7
1986-87 .....		7.15	5.2	.50	1.45	14.3	10.4	1.0	2.9
1988-89 .....		7.51	5.53	.53	1.45	15.02	11.06	1.06	2.9
1990-99 .....		7.65	5.6	.60	1.45	15.3	11.2	1.20	2.9
2000 .....		7.65	5.49	.71	1.45	15.3	10.98	1.42	2.9

(注) 課税上限所得は1975年以降(ただし1979, 80, 81年は除く)賃金の上昇に応じて自動的に引上げられている。

資料: 表1と同じ

### 3. OASDIの概要

#### (1) 適用・拠出

アメリカに住む一定額以上の所得のある全ての被用者及び自営業者は、OASDIに適用されている。1983年までは、大部分の連邦公務員、鉄道職員、多くの地方公務員が適用除外となっていたが、1984年1月以降、新規採用の連邦公務員、非営利団体の全職員等もOASDIに適用されている。

保険料算定の基礎となる所得は年間の総労働報酬であるが、これには上限と下限が定められている。1983年において課税上限

所得は年35,700ドルであり(表7)、下限所得は四半期で370ドルである。つまり、年間所得に応じて被保険者期間に算入される四半期数が次のように計算される。また、上限、下限は賃金上昇に応じて毎年自動的に引上げられていく。

年間所得(1983年)	被保険者期間となる四半期数
370ドル以上 740 (=370×2)ドル未満	1
740ドル以上 1110 (=370×3)ドル未満	2
1110ドル以上 1480 (=370×4)ドル未満	3
1480ドル以上	4

表8 給付の種類、受給者の種類別、OASDI給付

受給者の種類	給付の種類		
	老 齢	遺 族	障 害
被保険者本人	○ 62歳以上の退職者 (F, 65歳で100%)	—	○ 65歳未満の障害者 (D, 100%)
配偶者	○ 62歳以上 (F, 65歳で50%)  ○ 16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養する配偶者 (F, 50%)	○ 60歳以上又は50歳以上で障害を有している配偶者 (F, 65歳で100%) ○ 同左 (C, 75%)	○ 62歳以上 (F, 65歳で50%)  ○ 同左 (F, 50%)
子	○ 18歳未満の未婚の子及び孫 (F, 50%) ○ 22歳までに障害になった未婚の子 (F, 50%)	○ 同左 (C, 75%)  ○ 同左 (C, 75%)	○ 同左 (F, 50%)  ○ 同左 (F, 50%)
親	—	○ 62歳以上 (F, 75%か82.5%)	—

(注1.) F, D, Cは被保険者(であった者)の被保険者期間に関する支給要件を示し、Fは完全被保険者、Dは障害被保険者、Cは現在被保険者を意味する。

(注2.) 数字は年金額を示し、被保険者(であった者)のPIAに対する割合である。

保険料率（社会保障税率と呼ばれている）は1983年は被用者が10.8%（労使折半），自営業者が8.05%であったが，1984年は被用者，自営業者とも11.4%であり，1983年の改正で2000年までの社会保障税率は表7のように定められている。

(2) 給 付

〈給付の種類〉

被保険者が老齢になった時に支給される年金は，本人に対する老齢年金の他に，扶養されている配偶者や子に対して年金が支給される。さらに，1968年以前に72歳に到達し，かつ，年金権のない者に特例老齢年金が支給される。

被保険者が死亡した場合には，遺族となった配偶者，子，両親に対して遺族年金が支給される。

被保険者が障害になった場合には，本人に対する障害年金のほかに，扶養されている配偶者や子に対して年金が支給される。

表8は給付の種類（支給の事由）別・受給者の種類別に給付を整理したものである。

〈被保険者の種類〉

表8にあるように，年金を受給するための要件として多くの場合，完全被保険者であることが必要である。被保険者が完全被保険者であるためには40四半期（10年）以上の被保険期間があることが原則であるが，1990年までは経過的に，1950年（21歳に達するのがこれより後であれば21歳に達した年）から62歳になる（又は障害になるか死亡する）までに経過した年数と同じだけの

四半期があればよいこととなっている。従って，1984年に62歳になる（又は障害になるか死亡する）者は33四半期が必要である（毎年1四半期ずつ増加し，1991年以降40四半期が必要となる）。

障害年金（本人）の支給要件を満たすためには，障害になる前の10年間（40四半期）に20四半期以上の被保険者期間をもっていなければならない。ただし，24歳以前に障害になった場合には直前の3年間に6四半期以上の，24歳から31歳未満の間に障害になった場合には21歳以降経過した四半期の2分の1の四半期数の被保険者期間があればよい。

現在被保険者とは，退職，死亡，あるいは障害が発生した四半期を含む直近の13四半期のうち6四半期以上の被保険者期間がある者のことである。

表9 P I A及びM F Bのベンドポイント及び計算式

	P I A		M F B		
	b1	b2	b1	b2	b3
1979年1月	180	1085	230	332	433
1980 "	194	1171	248	358	467
1981 "	211	1274	270	390	508
1982 "	230	1388	294	425	554
1983 "	254	1528	324	468	610

$$P I A = A I M E \text{の最初の } b_1 \text{ドルの } 90\% + \text{次の } (b_2 - b_1) \text{ドルの } 32\% + b_2 \text{ドルをこえる分の } 15\%$$

$$M F B = P I A \text{の最初の } b_1 \text{ドルの } 150\% + \text{次の } (b_2 - b_1) \text{ドルの } 272\% + \text{次の } (b_3 - b_2) \text{ドルの } 134\% + b_3 \text{ドルをこえる分の } 175\%$$

資料：表1と同じ

〈基本保険額〉

全ての年金額は、被保険者（であった者）の基本保険額（PIA）に対する割合で決められている。1977年の改正で、1979年以降に62歳に到達した（又は障害になるか死亡した）者のPIAは次のように計算される。

初めに、被保険者の平均再評価後報酬月額（AIME）を計算する。これは1950年（あるいは、21歳に達するのがこれより後であれば21歳に達した年）から62歳に達するまでの期間（これをN年とする）の各被保険者期間について、その賃金を60歳時点の賃金水準に再評価し（60歳以降の賃金はそのまま）、再評価後で最も低い5年分を除いた再評価賃金の総計を12（N-5）で割ったものである。1951年以降ずっと被保険者であり続け、1983年に62歳に達した者のAIMEは、1981年の賃金水準で再評価した最も高い27年間の平均報酬月額である。

1983年に62歳に達した者のPIAは、上記のようにして求められたAIMEを用いて次式のように計算される。

$$PIA = AIME \text{ の}$$

最初の254ドル×0.9 + AIMEの

次の1274ドル×0.32 + AIMEの

1528ドルをこえる部分×0.15

上式中の254及び1528はバンドポイントと呼ばれ、平均賃金の上昇に合わせて毎年引上げられる（表9）。また、PIAは毎年物価上昇に合わせて引上げられていく。

〈老齢年金額〉

本人に支給される老齢年金は65歳支給開始でPIAの100%である。繰上げ受給（6

2歳まで）に対しては、1か月につき年金額が5/9%減額され、逆に繰下げ受給（70歳に達する前まで）に対しては1か月につき1/4%増額される。2000年以降、標準の支給開始年齢が引上げられるのに伴って、繰上げ受給の減額率は標準的支給開始年齢より前の36月間は1か月につき5/9%、さらに前の24月間は1か月につき5/12%になる予定である。一方、標準の支給開始年齢以降70.0歳までの間に受給を開始する場合の増額率は、繰下げ1か月につき表10のように1987年以降段階的に引上げられる予定である。

62歳以上の配偶者にも老齢年金が支給され、その額は65歳からの受給で退職者のPIAの50%である。繰上げ受給に対しては、1か月につき年金額が25/36%減額される（62歳でPIAの37.5%）。また、2000年以降、PIAの50%が支給される年齢が表

表10 繰下げ受給の増額率

62歳に到達する年	繰り下げ1か月につき増額される割合(%)
1987 - 88	7/24
1989 - 90	1/3
1991 - 92	9/24
1993 - 94	10/24
1995 - 96	11/24
1997 - 98	1/2
1999 - 2000	13/24
2001 - 02	14/24
2003 - 04	15/24
2005年以降	2/3

資料：表1と同じ

表11 OASDIの受給者数

年 末	( 単 位 : 人 )												
	合 計			老 齡 給 付		遺 族 給 付			障 害 給 付		特 例 老 齡 年 金		
	計	OAS I 信託基金	DI 信託基金	老齡年金 (本人)	配 偶 者 子 供	寡 婦 及 び か ん 夫 ( 高 齡 )	子 子 供	子 を 扶 養 す る 寡 婦	両 親	障 害 年 金 ( 本 人 )		配 偶 者	子 供
1940 ..	222,488	222,488	.....	112,331	29,749	6,410	4,437	48,238	20,499	824	.....	.....	.....
1945 ..	1,288,107	1,288,107	.....	518,234	159,168	13,449	93,781	376,685	120,581	6,209	.....	.....	.....
1950 ..	3,477,243	3,477,243	.....	1,770,984	508,350	46,241	314,189	653,462	169,438	14,579	.....	.....	.....
1955 ..	7,960,616	7,960,616	.....	4,473,971	1,191,963	122,042	701,360	1,154,198	291,916	25,166	.....	.....	.....
1960 ..	14,844,589	14,157,138	687,451	8,061,469	2,269,384	268,168	1,543,843	1,576,802	401,358	36,114	455,371	76,599	155,481
1965 ..	20,866,767	19,127,716	1,739,051	11,100,584	2,613,550	460,781	2,371,433	2,074,263	471,816	35,289	988,074	193,362	557,615
1970 ..	26,238,629	23,563,634	2,664,995	13,349,175	2,668,105	545,708	3,227,160	2,687,997	523,136	28,729	1,492,948	283,447	888,600
1975 ..	32,084,511	27,732,311	4,352,200	16,588,001	2,867,388	642,564	3,888,705	2,918,940	581,845	21,444	2,488,774	452,922	1,410,504
1976 ..	33,020,946	28,397,189	4,623,757	17,164,470	2,896,290	652,787	3,994,380	2,902,710	578,727	19,912	2,670,208	473,909	1,479,648
1977 ..	34,077,142	29,216,711	4,860,431	17,820,510	2,964,287	678,293	4,119,487	2,876,703	583,195	18,443	2,837,432	494,389	1,527,829
1978 ..	34,586,343	29,717,853	4,868,490	18,357,755	2,979,959	660,822	4,211,711	2,780,360	576,343	17,177	2,879,774	491,535	1,497,190
1979 ..	35,124,495	30,347,083	4,777,412	18,969,586	2,991,340	652,002	4,321,496	2,710,837	573,750	16,040	2,870,590	475,493	1,431,324
1980 ..	35,618,840	30,936,668	4,682,172	19,582,625	3,018,008	638,711	4,414,589	2,609,920	562,798	14,796	2,861,253	462,204	1,357,886
1981 ..	36,006,371	31,550,097	4,456,274	20,195,362	3,030,815	632,870	4,507,941	2,545,566	547,593	13,627	2,776,519	428,212	1,251,543
1982 ..	35,840,411	31,866,946	3,973,465	20,763,742	3,039,359	559,380	4,595,041	2,319,521	514,804	12,483	2,603,713	365,883	1,003,869

資料：表1と同一

6と同じように引上げられ、これに伴って繰上げ受給の減額率は、標準的支給開始年齢より前の36月間は1か月につき25/36%、さらに前の24月間は1か月につき5/12%になる予定である。

退職者の配偶者で、16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養している配偶者には、年齢に関係なく退職者のPIAの50%の年金が支給される。

18歳未満の未婚の子(孫)及び22歳までに障害になった未婚の子もそれぞれ退職者のPIAの50%の年金が支給される。このように老齢給付の受給者は退職者本人だけでなく、配偶者や子も独立した受給者となっている。しかしながら、1人の退職によって支給される老齢給付の総額には上限(老齢給付に限らず、家族全体に支給される給付の上限をMFBと呼んでいる)があり、それは退職者のPIAの150%から188%で

ある。MFBの計算はPIAの計算と同様の方式であり計算式は表9に示されている。

70歳未満の者の老齢年金には所得制限がある。1983年以降、65歳未満の者は年取4,920ドル、65歳以上70歳未満の者については年取6,600ドルをこえる稼得収入の2分の1の額が毎月の給付から支給停止される。  
<遺族年金>

遺族となった配偶者には60歳以上から遺族年金が支給され、その額は65歳支給開始で死亡した被保険者のPIAの100%である。繰上げ受給に対しては、1か月につき年金額が19/40%減額される(60歳でPIAの71.5%)。2000年以降、標準的支給開始年齢が段階的に引上げられるが、遺族年金の額は標準的支給開始年齢でPIAの100%、60歳でPIAの71.5%となるように減額率が調整される予定である。

遺族となった配偶者が障害を有していれば

表12 OASDIの平均年金額(月額)

(単位:ドル)

年 末	老 齢 給 付			遺 族 給 付				障 害 給 付			特例老 齢年金
	老 齢 年 金 (本人)	配 偶 者	子 供	寡 婦 及 ひ び かん 夫 (高 齢)	子 供	子 を 扶 養 する 寡 婦	両 親	障 害 年 金 (本人)	配 偶 者	子 供	
1940 ..	22.60	12.13	9.70	20.28	12.22	19.61	13.09	....	....	....	
1950 ..	43.86	23.60	17.05	36.54	28.43	34.24	36.69	....	....	....	
1960 ..	74.04	38.72	28.25	57.68	51.37	59.24	60.31	89.31	34.41	30.21	
1965 ..	83.92	43.63	31.98	73.75	61.26	65.45	76.03	97.76	34.96	31.61	
1970 ..	118.10	61.19	44.85	101.71	82.23	86.51	103.21	131.29	42.55	38.63	45.22
1975 ..	207.18	105.19	77.42	192.33	139.40	147.25	171.86	225.89	67.42	61.95	68.72
1978 ..	263.19	132.77	105.69	238.84	182.12	190.36	213.95	288.25	86.11	83.38	82.96
1979 ..	294.27	148.36	119.80	266.87	205.53	212.56	238.72	322.03	96.25	95.16	91.24
1980 ..	341.41	171.95	140.49	308.12	239.52	246.20	276.07	370.74	110.48	110.30	104.41
1981 ..	385.97	194.75	161.39	346.08	270.94	276.68	310.42	413.15	121.62	123.40	116.19
1982 ..	419.25	212.49	165.45	375.28	285.38	302.81	335.36	440.60	129.24	127.93	124.75

資料:表1と同じ

ば、50歳から遺族年金を受けられる。1983年までは、50歳から受給するとPIAの50%に減額されていたが、1984年以降、50歳から受給してもPIAの71.5%が支給されるようになった。

老齢年金の場合と同様に、16歳未満の子又は22歳までに障害になった子を扶養している配偶者には、年齢に関係なく遺族年金が支給され、その額は死亡した被保険者のPIAの75%である。

遺児に対する給付は表8のとおりである。62歳以上で、死亡した被保険者（子）に扶養されていた親にも遺族年金が支給される。その額は親が1人の場合、死亡した被保険者のPIAの82.5%、両親とも受給する場合には各々PIAの75%である。また、老齢給付の場合と同じように、家族全体に支給される給付はMFBまでである。

〈障害給付〉

各年金額は表8のとおりである。65歳に達すると障害年金は自動的に老齢年金にきりかわる。1980年以降、障害給付のMFBは老齢給付のMFB（表9より計算される）より低く定められている。これ以外の点では、家族に対する障害給付は老齢給付の場合と全く同じである。

障害給付のMFBはAIMEの85%かPIAの150%のいずれか低い方の額。  
ただし、PIAの100%を下回らないものとする。

(3) 受給者数・スライド

〈受給者数・年金額〉

表8の分類に従って、OASDIの受給者数及び平均年金額の推移を示したのが表11、12である。

老齢年金（本人）の平均年金額は1982年末で月額419ドルであるが（表12）、老齢年金（本人）受給者の年金額（月額）分布を示したのが図1である。

〈制度の成熟度〉

老齢年金（本人）受給者数は1982年末で2,076万人（うち男子1,103万人、女子973万人）であり、同年末の被保険者数の18%に達している（表13）。

年金受給者の総数は1982年末で3,584万人であり（表11）、年金受給者1人に対する被保険者数は3.2人であるが、2020年にはこれが2人になると推計されている。

〈老齢年金の水準〉

老齢年金（本人）の平均年金額は、同年の全被保険者の平均課税限度内所得（社会保障の対象となる所得の平均値）に対して、1970年代に3割から4割に上昇し、1982年末では43%になっている（表13）。本人に対する老齢年金の他に、配偶者や子にもそれぞれ老齢年金（本人）額のほぼ2分の1の年金が支給されている（ただしMFBの範囲内）ので、老齢給付全体の大きさは平均的にみて、現役就業者の平均賃金の46%程度と考えられる。

〈スライド〉

裁定後の年金は、1939年以降表14のように給付改訂されている。特に1975年以降は、物価の上昇に合わせて自動的に引上げられている。

1983年改正前までは、第1四半期（1月



表13 OASDIの成熟度・年金水準

年 末	被保険者数 (千人) ①	被保険者1人当 たりの平均所得 (ドル/年)		老齢年金(本人)		制度の成熟度 (%) ④/①	老齢年金(本人) の水準 (%)	
		計 ②	課税限度内 ③	受給者数 (千人) ④	平均年金額 (ドル/月) ⑤		⑤×12/②	⑤×12/③
1940...	35,390	1,009	932	112	22.60	0.3	27	29
1945...	46,390	1,543	1,357	518	24.19	1.1	19	21
1950...	48,280	2,274	1,812	1,771	43.86	3.7	23	29
1955...	65,200	3,008	2,416	4,474	61.90	6.9	25	31
1960...	72,530	3,656	2,854	8,061	74.04	11.1	24	31
1965...	80,680	4,359	3,108	11,101	83.92	13.8	23	32
1970...	93,090	5,711	4,464	13,349	118.10	14.3	25	32
1975...	100,200	7,860	6,633	16,588	207.18	16.6	32	37
1976...	102,600	8,525	7,190	17,164	224.86	16.7	32	38
1977...	105,800	9,150	7,721	17,821	242.98	16.8	32	38
1978...	110,600	9,836	8,279	18,358	263.19	16.6	32	38
1979...	113,600	10,717	9,410	18,970	194.27	16.7	33	38
1980...	114,300	11,557	10,280	19,583	341.41	17.1	35	40
1981...	115,800	12,489	11,196	20,195	385.97	17.4	37	41
1982...	115,100	13,095	11,805	20,764	419.25	18.0	38	43

(注1.) 被保険者数は、1951年以降、自営業益を含む。また1977年以降の被保険者数は概数である。

(注2.) 老齢給付としては、本人に対する老齢年金のほかに、配偶者や子に対して、それぞれ老齢年金額(本人)の50%(ただし、上限あり)の年金が支給される。

～3月)の平均消費者物価指数が、前回のスライドが行われた年の第1四半期(ただし、それ以後に法律改正による給付の引上げがあった場合には、その引上げがあった四半期)の平均消費者物価指数に比べて3%以上上昇した場合に、その年の6月からその率で引上げられていた。

1983年改正で、スライドの実施時期が6月から12月に変更され(従って、1983年のスライド実施は12月)、これに伴って、1984年以降のスライド率の計算基礎が第1四半期から第3四半期(7月～9月)に変えられた。さらに1984年以降、資産準備率

(後述)が15%未満(1989年以降20%未満)の場合には、消費者物価又は賃金上昇率のいずれか低い方で改定されることとなっている。

#### (4) 財 政

OASDIの収支状況は表15のとおりである。原則として国庫負担はなく、賦課方式で運営されているため利子収入もきわめて少ないので、支出は専ら社会保障税収入によって賄われることになっている。1975年以降、収支差は8年連続マイナスになり、

表14 1939年以降の給付改訂

実施年月	スライド率(%)
1950.9	77
52.9	12.5
54.9	13
59.1	7
65.1	7
68.2	13
70.1	15
71.1	10
72.9	20
74.6	11
75.6	8
76.6	6.4
77.6	5.9
78.6	6.5
79.6	9.9
80.6	14.3
81.6	11.2
82.6	7.4
83.12	3.5

は75年)において、課税所得に対する予定されている社会保障税率の平均値と、計算された平均税率との差が一定の範囲内(大きい方が小さい方の1.05倍以下)であれば健全であるとされている。OASDI信託基金の1983年財政レポートでは、1983年の改正によって、OASDIは今後75年間の年金数理バランスが健全に保たれていると報告している。

〈参考文献〉

1. Social Security Bulletin
2. The Complete Social Handbook, 1983.
3. Yung-Ping Chen 「Social Security in a Changing Society」 McCahan Foundation 1980.
4. Eric R. Kingson 「Social Security and You」 WAP 1983.
5. 財形福祉協会「米国の社会保障年金の概要」財形福祉 1983年5,6月号.
6. 浅野史郎「米国社会保障年金改革法の成立」週刊社会保障 58.5.2

1982年にはHIから124億ドルの借入れを行っている。

年金財政の健全性を測る指標は、短期的には資産準備率、長期的には年金数理バランスが用いられている。資産準備率は年初の信託基金の資産を、その年に予想される支出総額で割ったものである。1982年における資産準備率を計算してみると、OASDIが15.1%、DIが16.9%であった。

年金数理バランスは、推計期間(25年又

表15 OASDIの収支実績

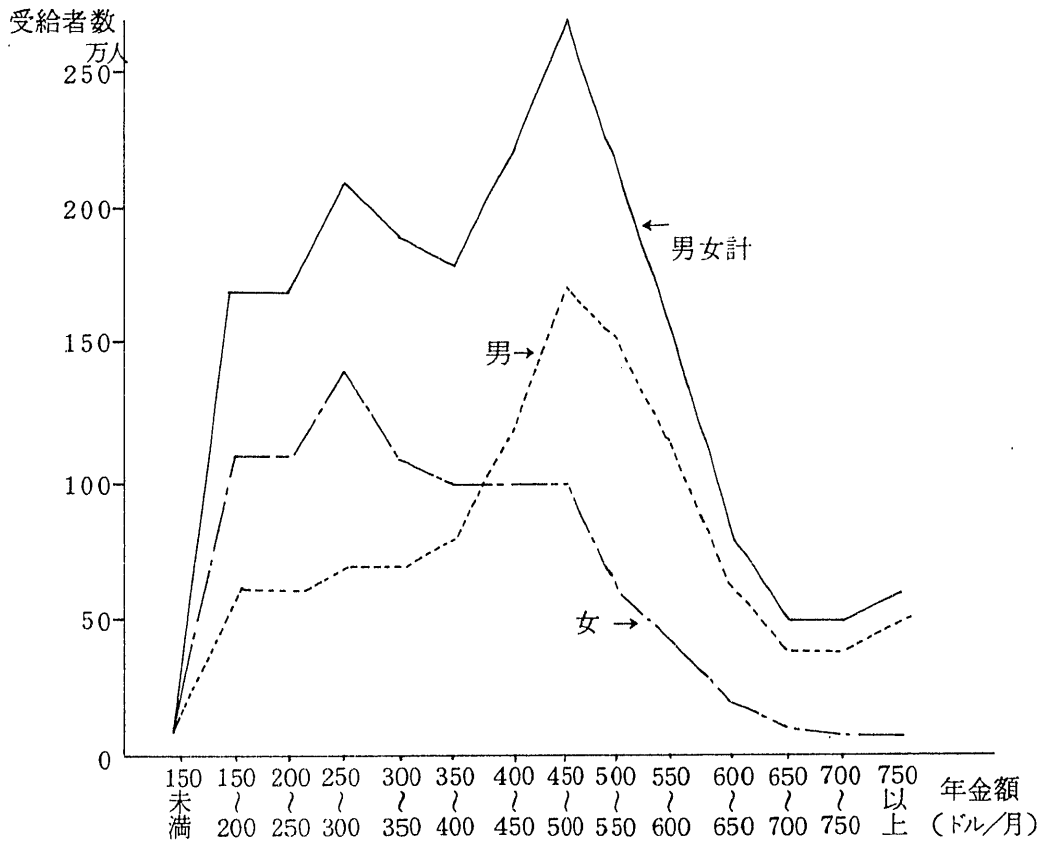
(単位：10億ドル)

年	収 入				支 出				収支差	年 末 資 産
	計	社 会 保 障 税 ①	国 庫 負 担 ②	利 子 収 入	計	給 付 費	事 務 費 ③	③		
								(①+②)(%)		
1960	12.4	11.9	—	0.6	11.8	11.2	0.2	2.0	0.6	22.6
1965	17.9	17.2	—	0.7	19.2	18.3	0.4	2.4	△ 1.3	19.8
1970	37.0	34.7	0.5	1.8	33.1	31.9	0.6	1.8	3.9	38.1
1975	67.6	64.3	0.5	2.9	69.2	66.9	1.2	1.8	△ 1.5	44.3
1976	75.0	71.6	0.7	2.7	78.2	75.7	1.2	1.7	△ 3.2	41.1
1977	82.0	78.7	0.7	2.5	87.3	84.6	1.4	1.7	△ 5.3	35.9
1978	91.9	88.9	0.8	2.3	96.0	92.9	1.4	1.6	△ 4.1	31.7
1979	105.9	103.0	0.7	2.2	107.3	104.3	1.5	1.4	△ 1.5	30.3
1980	119.7	116.7	0.7	2.3	123.6	120.5	1.5	1.3	△ 3.8	26.5
1981	142.4	139.4	0.8	2.2	144.4	141.0	1.7	1.2	△ 1.9	24.5
1982	147.9	145.7	0.9	1.4	160.1	156.1	2.1	1.4	△12.2	24.8*
OASI	125.2	123.7	0.7	0.8	142.1	138.8	1.5	1.2	△16.9	22.1*
DI	22.7	22.0	0.2	0.5	18.0	17.3	0.6	2.7	4.7	2.7*

注) \*はHIからの借入れ 124億ドルを含む。

資料：表1と同じ

図1 老齢年金(本人)受給者の年金額分布(1982年6月)



資料：表1と同じ